

平成26年7月28日

文部科学省高等教育局 大学振興課 御中

金 沢 工 業 大 学  
学 園 長 ・ 総 長 黒 田 壽 二

第1回会議で発言しなかったことについて、学校教育法改正に伴う通知で考慮すべきことを列挙しましたのでよろしくご配慮下さいますようお願いいたします。

国立大学学長と私立大学学長の違い

大学のガバナンスと学長のリーダーシップの基本は以下のように考えられます。

#### 1. 国立大学の場合

学長の任命権者は文部科学大臣であることの意義を理解すること。

- 1) 文部科学大臣は、各国立大学法人から推薦を受けた学長候補から学長に相応しい者を任命し、国立大学法人の長と学校教育法上の学長の職務を委任しているとは解される。
- 2) こののとは、文部科学大臣が全国立大学法人を統括していることを意味し、全国立大学の地域配置や各国立大学法人のミッションについて、指示監督する権限を有しているとは解される。
- 3) したがって、文部科学省は国立大学法人の監督官庁として、国立大学法人支援課を設置し、文部科学大臣の権限を維持している。国立大学法人学長の任命権が文部科学大臣になれば、この組織は不要となる。

#### 2. 私立大学の場合

私立大学の学長の任命権者は各学校法人の理事長であることを理解すること。

- 1) 文部科学大臣は、私立学校法に基づき、当初の学校法人設立に関し、寄附行為の許認可権を有している。当初の役員（理事、監事）理事長の正当性も審査対象としている。学校法人に対しては、文部科学省は監督官庁ではなく、所轄庁である。
- 2) 私立大学の学長は、各学校法人理事長より任命され、学校教育法上の職務を果たすこととなる。
- 3) 私立大学の最高意思決定権は、経営、教学すべてに於いて学校法人の理事会が持っていること。理事長は学校法人の経営、教学に係るすべての最終責任者であること。
- 4) したがって、国立大学法人の学長と私立大学の学長では、その責任の範囲が異なることを理解することが重要であること。

#### 3. 今回の学校教育法改正における、学長の権限やリーダーシップの在り方、

教学ガバナンスの在り方において、おのずと国立大学と私立大学では相違があることを理解し、国立大学に示す告知とは異なるものであるべきと考える。

例えば、

①入学者受け入れにおいて、採用学生数は理事会で決定し、入学者選抜、選考は学長の下で行う。

②教員人事については、教員審査は学長の下で行い、採用決定、部署配置は理事会で決定し、理事長が発令する。

③教学改革を行う場合は、まず学長の下で立案されますが、最終決定は理事会で行うことが重要であり、学校法人存立の生死を担うものであると考えます。また、国立大学の場合は、教学改革は文部科学省の責任において実施されるべき事柄であり、学長の一存で実行すべきではないと考えます。

4. 今回の改正は、平成27年4月1日から施行としていますが、学則をはじめ学内規程の改正は、どのような手順で行われるのか、特に教授会を最高意思決定機関としている大学にとっては、平成27年3月31日までは現行の学内規程が優先され、規定改正の決議が必要になると考えられます。超法規的に現行規定を無視して学長が定めて良いのか疑問が残ります。4月1日以降であれば、学内規程は学校教育法違反となり、上位法が適用されることとなりますので、改正の強制力があると考えますが、各大学における改正手順を示していただきたく思います。

以上